

平成24年(2012年)3月9日



埼玉県報

第 2 3 7 0 号
平成 2 4 年 3 月 9 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部を改正する規則\(財務課\)](#)
- [埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則\(小中学校人事課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の廃止に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [上里幹線土地改良区の役員退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [手子林第三土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [川口都市計画火葬場の決定に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道皆野両神荒川線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示\(義務教育指導課\)](#)
- [平成24年3月2日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1、3分の1の数等\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則（昭和五十一年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 第二条の規定にかかわらず、埼玉県立高等学校の生徒であつて、保護者が東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害を受けたため、授業料等の納入が困難な者（高等学校等就学費の給付を受けることのできる者を除く。）は、平成二十五年三月三十一日までの間の授業料等の減免を受けることができる。

附 則

この規則は、平成二十四年三月十一日から施行する。

規 則

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則（昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「もの」を「者」に改め、同項第二号中「学校の卒業又は修了によつて、」を削り、「第一号様式」を「次条及び第五条において「志願書」という。」に改める。

第四条を次のように改める。

（志願手続）

第四条 志願者は、志願書その他埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が必要と認める書類を、埼玉県教育委員会に提出しなければならない。

第五条中「願い出た」を「志願書を提出した」に、「おこなう」を「行う」に改める。

第八条第一項中「埼玉県公立学校教員採用候補者名簿」の下に「（以下この条において「名簿」という。）」を、「登録し」の下に「、名簿は」を加え、同条第二項中「前項に規定する」を削り、同条第三項及び第四項中「この」を削る。

第一号様式から第三号様式までを削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人歩夢福祉の会
- 三 代表者の氏名
井手 篤
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市備後東七丁目六番四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように介護支援すること及び創作的活動・生産活動の機会を提供し、支援することを目的とする。また、障害者への正しい理解の為に地域との交流の場を設け、まちづくりの推進や環境の保全を図る。

告 示

埼玉県告示第二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年三月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートグリーン

三 代表者の氏名

石黒 三智

四 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市入間川千四百十七番地の一 三 四百五

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅での介護、看護、援助が必要な高齢者、障害者、その家族、その他援助を必要とする人々に対し、住民参加と相互援助、共生の精神に基づき、地域社会に根ざした介護、看護、援助サービスを提供し、全ての人々が安全、かつ健康で文化的な生活ができる地域社会作りと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年三月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人よつみ
- 三 代表者の氏名
荒居 裕和
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市道場二丁目五番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、新座地域の高齢者や障害者に対し、社会参加を促進するために移動サービスを提供し、誰もが生まれてきて良かったと思える生活を送れるようにすることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年二月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人農家支援倶楽部
- 三 代表者の氏名
武 田 篤
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県久喜市久喜東六丁目十番二十二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農家や農業法人等の農業者に対し、サイトを活用した課題解決の為の多様な情報の発信・提供、作業効率化を図る簡易ソフトの開発・提供などの事業や、共に農業を支えるという意味合いでの農的共生を目指した交流活動などを通じて、農業の担い手を支援し、農業の発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

医師の氏名	指定障害区分	診療科名	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
大竹 陽子	視覚障害	眼科	医療法人 林医院	川口市上青木四―七―六	平成二十四年三月五日
里深 信吾	視覚障害	眼科	行田総合病院	行田市持田三七六	同
村上 仁司	視覚障害	眼科	むらかみ眼科クリニック	比企郡川島町伊草七四―一	同
濟陽 里佳	視覚障害 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そし やく機能障害	眼科	越谷市立病院	越谷市東越谷一〇―四七―一	同
大塚 崇志	語機能障害、そし やく機能障害	耳鼻咽喉科	所沢耳鼻咽喉科	所沢市久米五五〇―七	同
神寶 知行	音声・言語機能障 害、そしやく機能 障害	神経内科	国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
塚本 善峰	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害	内科、神経内科	医療法人善心会 Kクリニック	熊谷市柿沼三四四―一	同

小川 真人	肢体不自由	整形外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	同
垣花 昌隆	肢体不自由	整形外科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	同
植草 啓之	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団愛友会 三郷中 央総合病院	三郷市幸房七四五	同
宮崎 親男	肢体不自由	脳神経外科	医療法人社団愛友会 三郷中 央総合病院	三郷市幸房七四五	同
篠田 雄一	肢体不自由	内科・リハビリテ― ション科	医療法人社団愛友会 三郷中 央総合病院	三郷市幸房七四五	同
興村 義孝	肢体不自由	脳神経外科	興村脳神経外科クリニック	吉川市中曾根二―六―六	同
苗代 弘	肢体不自由	脳神経外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
和田 孝次郎	肢体不自由	脳神経外科	防衛医科大学校病院	所沢市並木三―二	同
西田 陽一郎	肢体不自由	神経内科	埼玉県総合リハビリテ―ション センター	上尾市西貝塚一四八―一	同
湯山 隆次	肢体不自由	脳神経外科	医療法人 入間川病院	狭山市祇園一七―二	同

井口 篤志	心臓機能障害	心臓血管外科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七一	同
内田 龍制	心臓機能障害	リハビリテーション科	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七一	同
池田 礼史	心臓機能障害	循環器内科	秩父市立病院	秩父市桜木町八―九	同
小板橋 和博	心臓機能障害	内科	蕨市立病院	蕨市北町二―二二―一八	同
坂井 義貴	心臓機能障害	内科	医療法人康麗会 越谷誠和病院	越谷市谷中町四―二五―五	同
川本 進也	じん臓機能障害	腎臓内科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二―一―五〇	同
武田 好広	じん臓機能障害	内科	七左町クリニック	越谷市七左町八―二一八―四	同
山田 裕一	じん臓機能障害	内科	宏仁会 高坂醫院	東松山市西本宿一七五九―一	同
向井 藤夫	じん臓機能障害	内科	医療法人社団大和会 慶和病院	越谷市千間台西二―二―一八	同
藤田 喜一郎	じん臓機能障害	泌尿器科	医療法人埼玉友会 埼玉草加病院	草加市北谷一―二一―三七	同
磯野 一雄	呼吸器機能障害	内科	西狭山病院	狭山市入間川四―一九―一八	同
磯部 全	呼吸器機能障害	呼吸器内科	磯部クリニック	深谷市新井九二六	同

相良 勇三	呼吸器機能障害	呼吸器科	新狭山セントラルクリニック	狭山市新狭山二―二―一	同
平間 崇	呼吸器機能障害、 免疫機能障害	呼吸器科	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八	同
岩前 成紀	呼吸器機能障害	内科	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西五―八―一	同
古平 喜一郎	ぼうこう又は直腸 機能障害	泌尿器腫瘍科（泌尿 器科）	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根一三九七―一	同
長縄 聡	ぼうこう又は直腸 機能障害	内科、消化器内科	さいわい内科クリニック	東松山市幸町二―一―三	同
大谷 すみれ	免疫機能障害	内科	国立病院機構 埼玉病院	和光市諏訪二―一	同
柿沼 徹	肝臓機能障害	消化器内科	医療法人社団萌優会 ふじクリ ニック	春日部市中央一―一四―一八 第六熊谷ビル一階	同
込田 英夫	肝臓機能障害	消化器内科	独立行政法人国立病院機構 埼玉中央病院	西 所沢市若狭二―一六七一	同

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー三郷中央店

埼玉県三郷市三郷中央地区百二十九街区 四外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十月二十八日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千百四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一八二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年二月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー川越店

埼玉県川越市新宿町五丁目十三番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十月二十九日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千四百六十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九二台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三二立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社ワイシーシー 代表取締役 土橋武

神奈川県相模原市古淵二丁目十四番二十号

三 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

平成二十四年五月六日

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ブックオフメディア株式会社 代表取締役 土橋武

神奈川県相模原市南区古淵二丁目十四番二十号 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年十月二十九日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三千五百五十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二六七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 五八立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前四時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）一万三十四平方メートル

（変更後）一万千七十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六五一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六三三台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二二三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二〇六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三〇五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 六二立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五七立法メートル

八 変更年月日

平成二十四年十月二十九日

二 届出年月日

平成二十四年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

花園ショッピングセンター

埼玉県深谷市荒川八百五十番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）五千六百九十平方メートル

（変更後）八千五百七十平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二七五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五〇八台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 一九六平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一九七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 三三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 五五立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ハーズ 午前九時三十分から午後八時

株式会社セキチユー 午前八時から午後七時三十分

（変更後）株式会社ハーズ 午前七時から午後八時

株式会社セキチユー 午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前七時三十分から午後八時三十分
(変更後) 午前六時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 一三か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 一三か所 位置 図面省略

八 変更年月日

平成二十四年十月二十九日

二 届出年月日

平成二十四年二月二十八日

二 縦覧期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年七月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カ スミ白岡原ヶ井戸店

埼玉県南埼玉郡白岡町白岡東二十七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

A 四駐車場のE 八出入口は交差点との距離が近いため、注意喚起の看板を設置するなどの交通安全対策への配慮をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十四年三月九日から平成二十四年四月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里幹線土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	小 島 盈 安	埼玉県児玉郡上里町大字七本木三千百六十一番地

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
手子林第三土地改良区から当該役員に退任した者の氏名及び住所について、次のと
おり届出があった。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	町 田 勝 治	埼玉県羽生市大字上手子林千二百二十番地

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
神鳥荻島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	中 澤 勝 一	埼玉県羽生市大字喜右工門新田千三百二十六番地

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

川口市から川口市計画火葬場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十四号

川口市から川口市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 皆野両神荒川線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
番一 地先 まで	秩父郡皆野町大字皆野字栗谷 瀬二一五七番一 地先から同郡 同町大字皆野字駒形二二二七	区 間
二八・三八	一〇・五〇 八・〇一 二八・三八	敷地の幅員 (メートル)
五〇八・三〇		延長 (メートル)
う 拡幅	歩道整備工事に伴	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年九月二十八日

指令川建セ第二三〇〇四一一号

二 検査済証番号

平成二十四年三月二日

川建セ第二三〇一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字和泉字柴山四一番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字和泉四一番地

井上 舞子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月九日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十月三十一日

指令川建セ第二三〇〇六二〇号

二 検査済証番号

平成二十四年三月五日

川建セ第二三〇一〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字出丸中郷字新田一七七〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字石橋一六八九番地五 県営東松山石橋1 208

今井 勇介

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十四年二月二十七日

指令越建セ第二三〇〇五六二号

二 検査済証番号

平成二十四年三月五日

越建セ第四五九 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目五百八番一、五百九番一、五百十番一、五百

十一番一、五百八番一先道路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業 代表取締役 兼井雅史

告 示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十四年三月九日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

名 称	条 項
埼玉県公立学校教員採用 志願手続及び選考試験等 に関する規則（昭和三十 一年埼玉県教育委員会規 則第七号）	第四条 （ただし、埼玉県公立高等学校等教員採用選考試 験の志願手続に限る。）

告示

埼玉県教委告示第十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十三年埼玉県教委告示第二十二号（埼玉県教科用図書採択地区の設定）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月九日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

名称	地域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市、蕨市、戸田市
第四採択地区	朝霞市、志木市、和光市、新座市
第五採択地区	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
第六採択地区	川越市
第七採択地区	富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、入間郡
第八採択地区	所沢市
第九採択地区	飯能市、狭山市、入間市、日高市
第十採択地区	東松山市、比企郡
第十一採択地区	秩父市、秩父郡
第十二採択地区	本庄市、児玉郡
第十三採択地区	熊谷市
第十四採択地区	深谷市、大里郡
第十五採択地区	行田市
第十六採択地区	羽生市、加須市
第十七採択地区	春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、南埼玉郡、北葛飾郡

第十九採択地区	第十八採択地区
八潮市、三郷市、吉川市	越谷市

告示

埼玉県選管告示第十五号

平成二十四年三月二日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年三月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一一七、二八八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一、〇四四、〇六六人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区

数

南第一区	六五、〇四〇人
南第二区	一四二、八六二人
南第三区	二二、〇四七人
南第四区	三七、九一五人
南第五区	三〇、三〇四人
南第六区	四二、三九一人
南第七区	二五、七七五人
南第八区	二五、三〇九人
南第九区	三九、五〇八人
南第十区	四六、六八〇人
南第十一区	二九、七四五人

南第十二区
南第十三区
南第十四区
南第十五区
南第十六区
南第十七区
南第十八区
南第十九区
南第二十区
南第二十一区
南第二十二区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区
東第二区

三〇、五二九人
六一、二四九人
三一、八一七人
一九、一七三人
三〇、四五六人
一九、二〇七人
四三、三二四人
一九、四九七人
三二、二九四人
三四、六三五人
二〇、八三五人
九三、四四五人
四〇、六〇三人
二二、六二三人
四三、〇六一人
一五、五八三人
二八、九三一人
二三、五三五人
九三、〇八五人
一五、六七八人
一三、五五九人
二七、二七九人
一八、八一一人
一一、九八〇人
二四、二八八人
二七、一七〇人
一八、五一三人
一二、四〇七人
一五、二七〇人
二一、四九七人
四九、二一七人
五五、三〇四人
二三、五八七人
一五、二八七人

東第三区
東第四区
東第五区
東第六区
東第七区
東第八区
東第九区
東第十区
東第十区
東第十一区
東第十二区
東第十三区
東第十四区
東第十五区

一八、七〇九人
一五、三一八人
一九、三四一人
一七、六一一人
二八、八四一人
五五、三九六人
八八、一六二人
二一、九四四人
三五、九九七人
一七、五八二人
一五、〇五九人
三一、五五七人
一七、四六六人